

「覚書について」の説明内容

平成9年12月4日 クリーンセンター周辺の松園地区及び上米内地区の町内会や自治会と、「盛岡市クリーンセンターに関する覚書」を締結している。

- ・ごみ処理施設を集約化し、広域化を行うことは「覚書」に定める「分散型立地」と方向性が異なるので協議したいこと。

「ごみ処理の広域化」は、国から示されたダイオキシン対策及び「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づくもので、盛岡広域圏の各処理施設が老朽化してきていること、広域圏において将来にわたり人口減少が見込まれることなどを踏まえたものである。

- ・覚書の「基本計画策定の段階から、協議を行う。」とは、どの時点か必ずしも明解ではないので協議したいこと。

現クリーンセンター敷地が4箇所の最終候補地の1つに選定された現時点において、「覚書」に基づく地域の皆様との協議を踏まえる必要があると考えている。

- ・覚書の第5「覚書について疑義が生じたとき又は覚書の内容により難しい事情が生じたときは、協議して定める。」規定に基づき、協議したいこと。

異なっている点の取扱い等について皆様と協議させていただきたいので、まずは代表である町内会長・自治会長と御相談させていただきたい。